

**【協議事項】**

**2 次期熊本県障がい者計画及び  
熊本県障がい福祉計画の策定について**



# 1. 次期計画の策定（案）

## 現 計 画

くまもと障がい者プラン

### 第6期熊本県障がい者計画(R3-R8年度)

➢ 根拠：障害者基本法第11条第2項  
本県における障害者のための施策に関する基本的な計画。

※障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項の熊本県障がい者文化芸術活動推進計画の取組と位置づけ

熊本県障がい福祉計画 ※平成30年(2018年)より一体的に作成

### 第7期熊本県障がい福祉計画(R6-R8年度)

➢ 根拠：障害者総合支援法第89条第1項

### 第3期熊本県障がい児福祉計画(R6-R8年度)

➢ 根拠：児童福祉法第33条の22第1項

障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成するもの。

## 本県の障がい児・者に関する計画を一体的に作成（計画期間：R9-R14の6か年）

ただし、計画の内訳は以下のとおり。

- 第7期熊本県障がい者計画等（R9-R14年度）
- 第8期熊本県障がい福祉計画、第4期熊本県障がい児福祉計画（R9-R11年度）
- 第9期熊本県障がい福祉計画、第5期熊本県障がい児福祉計画（R12-R14年度）

### 一体的作成のメリット

- 障がい者全体の基本的な施策（障がい者計画）と、具体的なサービス提供体制（障がい福祉計画・障がい児福祉計画）を一体的に捉えることで、計画間の整合性を図り、**本県施策の一貫性と実効性を高めるとともに、県民にとって分かりやすい計画とする。**
- 計画策定や進捗管理、評価などを一体的に行うことで、業務の重複を無くし、**事務作業の負担軽減と業務の効率化を図る。**

|           | 熊本県障がい者計画 |                |  | 熊本県障がい福祉計画     |                                  |                                 |
|-----------|-----------|----------------|--|----------------|----------------------------------|---------------------------------|
|           | 期         | 策定年度           | 計画期間   | 期              | 策定年度                             | 計画期間                            |
| これまでの策定状況 | 第1期       |                | 昭和57-平成3年度(1982-1991年度)<br>● 10年間 ※障害者福祉長期計画 |                |                                  |                                 |
|           | 第2期       | 平成5年度(1993年度)  | 平成5-14年度(1993-2002年度)<br>● 10年間 ※障害者社会促進プラン  |                |                                  |                                 |
|           | 第3期       | 平成14年度(2002年度) | 平成15-22年度(2003-2010年度)<br>● 8年間              | 第1期            | 平成17年度(2005年度)                   | 平成18-20年度(2006-2008年度)<br>● 3年間 |
|           | 第4期       | 平成22年度(2010年度) | 平成23-26年度(2011-2014年度)<br>● 4年間              | 第2期            | 平成20年度(2008年度)                   | 平成21-23年度(2009-2011年度)<br>● 3年間 |
|           | 第5期       | 平成26年度(2014年度) | 平成27-令和2年度(2015-2017年度)<br>● 6年間             | 第3期            | 平成23年度(2011年度)                   | 平成24-26年度(2012-2014年度)<br>● 3年間 |
|           | 第6期       | 令和2年度(2017年度)  | 令和3-8年度(2021-2026年度)<br>● 6年間                | 第4期            | 平成26年度(2014年度)                   | 平成27-29年度(2015-2017年度)<br>● 3年間 |
|           |           |                | 第5期<br>第1期(児)                                | 平成29年度(2017年度) | 平成30-令和2年度(2018-2020年度)<br>● 3年間 |                                 |
|           |           |                | 第6期<br>第2期(児)                                | 令和2年度(2020年度)  | 令和3-5年度(2021-2023年度)<br>● 3年間    |                                 |
|           |           |                | 第7期<br>第3期(児)                                | 令和5年度(2023年度)  | 令和6-8年度(2024-2026年度)<br>● 3年間    |                                 |

1

## (参考①) 障害者基本法に基づく国の障害者基本計画と県障がい者計画の比較

### 第5次障害者基本計画（内閣府）の概要

- (1) 計画期間  
令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間
- (2) 基本理念  
共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるように支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。
- (3) 基本原則  
地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調
- (4) 各分野における障害者施策の基本的な方向
  1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止  
社会のあらゆる場面における障害者差別の解消
  2. 安全・安心な生活環境の整備  
移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進
  3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実  
障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進
  4. 防災、防犯等の推進  
災害発生時における障害者特性に配慮した支援
  5. 行政等における配慮の充実  
司法手続きや選挙における合理的配慮の提供等
  6. 保健・医療の推進  
精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消
  7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進  
意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・住宅サービス等の充実
  8. 教育の振興  
インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備
  9. 雇用・就業、経済的自立の支援  
総合的な就労支援
  10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興  
障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備
  11. 国際社会での協力・連携の推進  
文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

### 第6期熊本県障がい者計画の概要

- (1) 計画期間  
令和3年度(2021年度)から令和8年度(2026年度)までの6年間
- (2) 目指す姿  
障がいのある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会の実現
- (3) 基本理念
  - 障がいのある人もない人も「ともに生きる」社会
  - 自らの選択・決定・参画の実現
  - 安心していきいきと生活できる環境づくり
- (4) 重点化の視点
  - 県民みんなで障がいのある人への差別をなくす取組
  - 地域で安心して生活するための支援
  - 家族等に対する支援
  - 障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
  - 災害対策や感染症対策の充実による安全・安心の確保
- (5) 分野別施策
  1. 地域生活支援  
住居の場の確保、日常生活を支える障害福祉サービスの充実、相談体制支援の充実、サービス提供体制の充実
  2. 保健・医療  
地域療育体制の充実、障害児通所支援の整備や支援等、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進、自立支援医療費の給付等を通じた医療費の負担軽減
  3. 教育、文化芸術活動・スポーツ  
支援の充実と教育の専門性の向上、教育環境の整備、インクルーシブ教育システムの推進、文化芸術活動やスポーツ等への参加を通じた自立と社会参加の促進
  4. 雇用・就業、経済的自立の支援  
就労支援や職場定着支援の取組強化、農福連携等の推進、障害者就労施設等からの優先調達等の推進
  5. 情報アクセシビリティ  
情報のバリアフリーの推進、意思疎通支援の人材養成
  6. 安全・安心  
市町村の避難支援体制整備の支援、外出・移動支援の充実、防犯や消費者トラブル防止等の安全対策の推進
  7. 生活環境  
誰もが安心・快適に暮らせるまちづくりの推進、ユニバーサルデザイン化の推進と意識啓発
  8. 差別の解消及び権利擁護の推進  
障害者差別解消法の周知、虐待防止や成年後見制度の利用促進等障がいのある人の権利を擁護する取組の推進、障がいのある人への合理的配慮の提供徹底と環境整備

2



## (参考③) 関係法令

### ▶障害者基本法

#### 第十一条第二項

都道府県は障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

### ▶障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

#### 第八十九条第一項

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### 第五項

都道府県障害福祉計画は、児童福祉法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

#### 第六項

都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

### ▶障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

#### 第八条

地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

### ▶児童福祉法

#### 第三十三条の二十二第一項

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害児福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害児通所支援等の提供体制の確保その他障害児通所支援等の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

#### 第五項

都道府県障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

#### 第六項

都道府県障害児福祉計画は、障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第百八条第一項に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。